

輪島市監査公表第 24 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 22 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月14日（水） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 海岸清掃団体への補助が草刈り燃料代の実費程度しか支給していない。
高齢者の方々のボランティアで成り立っている事業であり、補助金額の増額も検討に値するのではないか。

- 狂犬病の発生と蔓延防止のための予防接種の受接率が49%未満である。
病気についての正しい知識や恐ろしさを広く市民に啓発し、受接率向上を図る取り組みが必要と思われる。

- 霊苑送迎マイクロバスの委託料の支払いについて、マイクロバスを管理運用する課の違いにより2課（環境対策課・監理課）より、それぞれ支払いがなされている。集中管理体制の模索を含め、一元的処理を検討すべきと思われる。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 火葬場使用料滞納について

平成26年度以前の火葬場使用料の滞納者については、税務課との滞納整理システムで、滞納者の状況を十分調査をしているところであるが、公平性の理念に沿って、滞納削減に引きつづき取り組まれない。